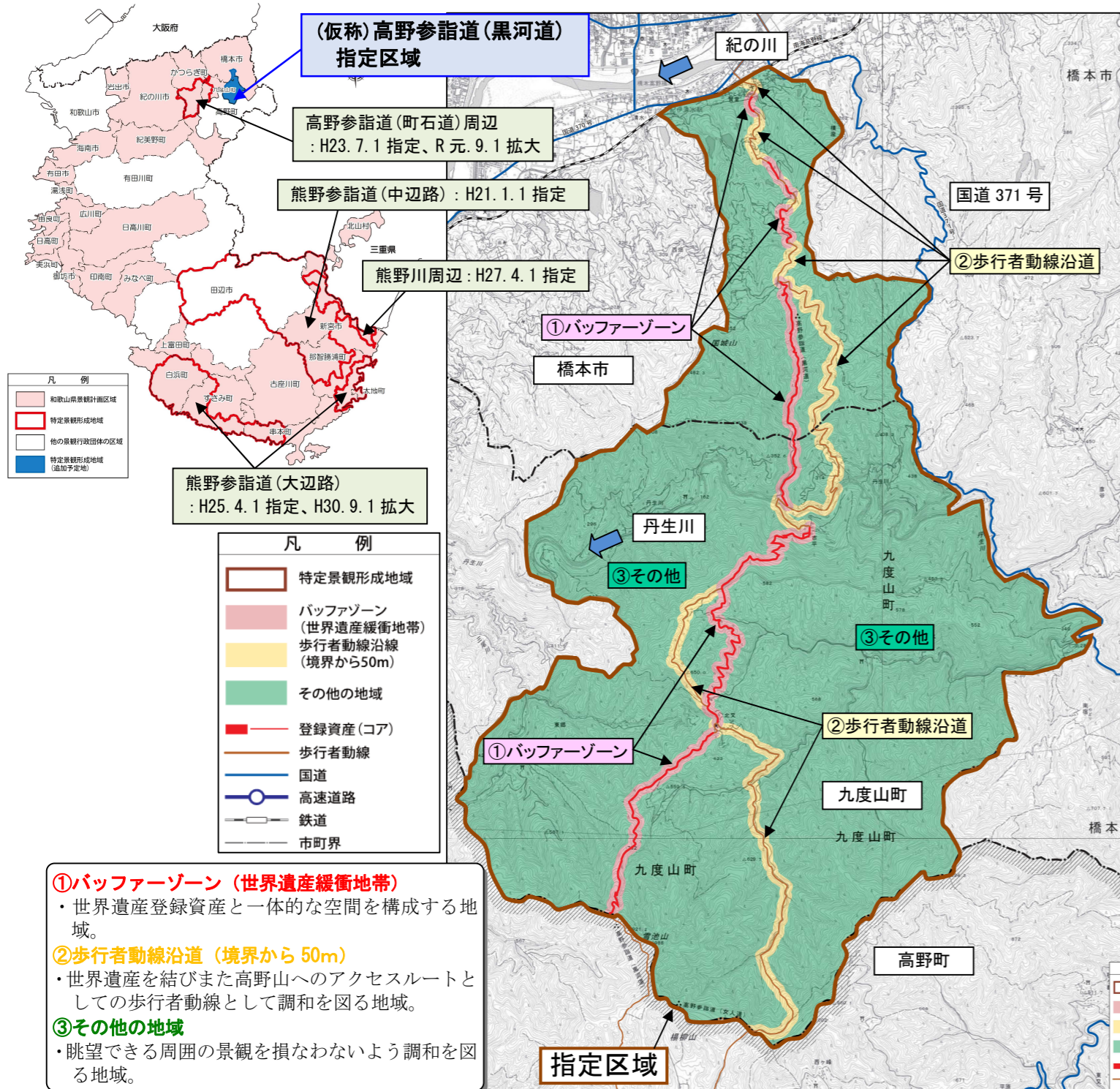


こうやさんけいみち くるこみち
(仮称)高野参詣道(黒河道) 特定景観形成地域の指定に係る
和歌山県景観計画(変更素案)の概要

- 和歌山県では、世界遺産の周辺について、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図るため、景観上重要な地域としてこれまで、4つの「特定景観形成地域」の指定を行ってきました。
- 平成28年10月24日、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に伴い、平成30年9月には熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域、令和元年9月には高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域について、区域の拡大を行いました。
- 今回、橋本市、九度山町内で世界遺産に追加登録された高野参詣道 黒河道周辺を対象として「(仮称)高野参詣道(黒河道) 特定景観形成地域」を指定する「和歌山県景観計画(変更素案)」を作成しました。

和歌山県景観計画(変更素案)について、県民の皆様からの意見募集を行います。

1. 特定景観形成地域の指定状況と指定区域



2. 届出制度の概要

現在、大規模な建築や開発行為について景観に関する届出が必要ですが、特定景観形成地域では、届出が必要となる規模が引き下げられます。

●景観に関する届出が必要な規模と基準

現在の基準	①バッファゾーン	②歩行者動線沿道	③その他の区域
<ul style="list-style-type: none"> ○届出規模 高さ13m超又は 建築面積1,000㎡超 ○基準 周辺景観との調和等 	<ul style="list-style-type: none"> ○届出規模 全ての行為 ○基準 高さ13m、建築面積 1000㎡を超えない 規模とする等 	<ul style="list-style-type: none"> ○届出規模 高さ10m超又は 延べ面積500㎡超 ○基準 落ち着いた色彩等 色彩基準あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○届出規模 高さ13m超又は 延べ面積 1,000㎡超 ○基準 落ち着いた色彩等
※概ね4階建て以上の建築物を対象	※小規模な建物も対象	※中規模な建物も対象	※概ね4階建て以上の建築物を対象

きめ細かな届出制度により、地域の景観にふさわしくない、派手な建築物などを抑制し、地域の特色を活かしたより良い景観の形成を図っていきます。

3. 名称の変更

世界遺産の資産名称「高野参詣道 黒河道」に基づき、特定景観形成地域の名称を「高野参詣道(黒河道) 特定景観形成地域」とします。

4. 意見募集の概要

○詳細資料の閲覧方法

意見募集の期間において、下記場所及びホームページで閲覧できます。

- ・橋本市まちづくり課、九度山町建設課
- ・伊都振興局建設部総務調整課
- ・県庁(都市政策課、情報公開コーナー)
- ・和歌山県ホームページ

県民意見募集ページ (https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/ikenbosyu_index.html)

都市政策課HP (https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/pubcom_keikan/kurokomichi.html)

○意見募集期間

令和2年2月14日(金)から令和3年3月13日(金)

○ご意見の提出方法

住所、氏名を明記の上、ご提出ください。

- ・電子メール keikan@pref.wakayama.lg.jp
- ・郵送 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班
- ・ファックス 073-441-3232

○問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 都市政策課 景観・公園班 TEL: 073-441-3228